三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
矢板市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県さくら市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
さくら市（次の図に示す部分に限る。）
(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
さくら市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市仁保下郷字寺山二八から三〇まで、三〇の一、三一、三二、四六、四七、五二、五六の一、五七、五七の一、字大岩一二三、一二四、字片山原二一八、二一九の一から二一九の九まで、字東二一八の一、二九一の一七、二九一の二七、二九一の二八、字小高野原二九一の二、二九一の三、二九一の六から二九一の九まで、二九一の一六、二九一の一八から二九一の二二まで、徳地船路字六わさ七八の一、七八の二二、字永ケ迫一四二、字呼迫一五四、字高迫一五五の一、一五五の二、字白谷南一五九の一、一六〇、字金ケ迫一七一の一、字白谷東一八五、字大森二二二の一、字大場ケ迫二五三の一、字八石二九三の一、字大月三一九の一、字曽祢三二二の一、字森ケ迫三二六、字黒岩上三三一、字柳平三四四の一、三四四の四、三五二、字柳三四五の一、三四五の二、字屋祢ケ迫三五四の一、字下山ノ上三五六の一（次の図に示す部分に限る。）、字上山ノ上東西三六六の四、三六六の九（次の図に示す部分に限る。）、三六六の一〇、三六六の一一、字揚山三七八の一、三七八の四、三七八の六、三七八の一四から三七八の一六まで、字落合三八七の二、三九七の一、字弥六　三九八の一・字堂ノ後四三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四三〇の五、四三〇の七（次の図に示す部分に限る。）、四三〇の八、四三〇の九、四三〇の一四、四三〇の一六から四三〇の一九まで、字船谷四六八の一、字法宗軒五三八の四、字森ケ浴五九三の一・字飛吉六五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六五〇の四、六五〇の五、六五〇の八から六五〇の一二まで、八三一から八三七まで、字垰六六二の一から六六二の四まで、六六二の六、字坂谷六六七（次の図に示す部分に限る。）、字平畑七四八の一、字瀬越七七四の一、七七四の六、七九三、七九四の一、七九四の五、字奥瀬越七九二の一、七九二の二、字上永迫一二〇五、一二〇六、一二一一、一二一二の二、宮野上字古畠山一六六第一、上宇野令字畑西側五六八の二（次の図に示す部分に限る）、徳地串字クスジ東平一二二〇、字奥茅ノ木一二九九の一から一二四九の三まで、字クスジ西平一二八二、字西ケ浴東平一二五の一、一二八五の四（次の図に示す部分に限る。）、字西ケ浴西平一二九九の三（次の図に示す部分に限る）、字中畑二六七一、字大畠二六七二の一、字ちさノ木二六七七（次の図に示す部分に限る。）、二六八〇、二六八一、字砂ケ谷二七二九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地船路字弥六　三九八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地串字西ケ浴東平一二八五の二、一二八五の三、一二八五の四・字西ケ浴西平一二九九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、周南市大字大潮字芋掘二二二の三、字合羅三三〇（次の図に示す部分に限る。）、三三二、三三三、字葉ノ内六一九、六二〇、字堂瀬ノ尾一〇五一の一、一〇五四、一〇五五の一、字芋堀東一〇六八、一〇六七、字東入道一二六一から一二六七まで、大字鹿野上字神楽ケ谷二九五、大字鹿野下字林六一七の一